

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01431

研究課題名（和文）平時実体法と倒産実体法との一貫性を持たせた私法理論の確立

研究課題名（英文）Establishing consistency between bankruptcy substantive law and non-bankruptcy substantive law

研究代表者

中西 正（NAKANISHI, Masashi）

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：10198145

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,000,000円

研究成果の概要（和文）：平時実体法は、一般債権者に差押債権者の地位を付与して、プライオリティー・ルール上の順位や、責任財産上に競合する利害関係人との関係などを、決定している。

倒産実体法は、破産債権者全体に破産財団財産上の差押債権者の地位を付与することにより、平時実体法のプライオリティー・ルールや、責任財産上に競合する利害関係人との関係に関する平時実体法のルールを、倒産実体法にも妥当せしめている。これは、民事再生法や、会社更生法にも、妥当しよう。

以上が、平時実体法と倒産実体法の連続性、あるいは、「倒産実体法の基本原則は平時実体法を可及的に尊重することである」という原理の、具体的な意味であると、考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平時実体法と倒産実体法の連続性という理論の確立により、平時実体法に関する豊富な研究成果を倒産実体法に移転することが可能となり、孤立的に研究されていた倒産実体法の内容がより詳細化された。今後は、民法、商法の研究者が、倒産実体法の研究をする機会も、増えるものと思われる。

個別研究に関しては、ABLは担保法改正の重要なテーマであり、双方未履行双務契約、相殺期待保護は、今後行われるであろう倒産法改正の重要なテーマであり、理論的研究への貢献だけでなく、法改正への貢献についても、大きな意義があったと、考えている。

研究成果の概要（英文）：Non-bankruptcy substantive law gives a general creditor a judicial lien in order to decide its order in priorities. It also gives a general creditor judicial lien in order to decide the relationship between a general creditor and competitive rights on the same property. In order to establish consistency between bankruptcy substantive law and non-bankruptcy substantive law, we give the bankruptcy creditors of the debtor judicial lien, so that the same rule apply in deciding their order in priorities, and in deciding the relationship between the bankruptcy creditors and competitive rights on the same bankruptcy property.

研究分野：民事手続法

キーワード：平時実体法 倒産実体法 ABL 双方未履行双務契約 合理的相殺期待 相殺制限 平時実体法と倒産実体法の連続性

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

倒産実体法は、平時実体法から独立した形で、研究され、解釈されていた。

それは、倒産実体法を理解しにくくし、また、平時実体法の豊富な解釈論的成果を、倒産実体法が享受することを、阻んでいた。

### 2. 研究の目的

「平時実体法のルールは、それが公平であり、合理的である限り、倒産実体法にも妥当する」という理論を確立する。

それに基づいて、各論的研究 (ABL、双方未履行双務契約、相殺期待保護) を行う。

### 3. 研究の方法

平時実体法は、一般債権者に差押債権者の地位を付与して、(1)プライオリティー・ルール上の順位を決めたり、(2)責任財産上に競合する他の利害関係人との関係を規律したりしている。そこで、破産債権者全体にも差押債権者の地位を付与することにより、平時実体法の(1)や(2)のルールを、倒産実体法に導入させる。

個別研究では、ABLの研究では、平時実体法・倒産実体法の双方を睨みながら、ABLのルールを構築するという手法で、研究を行なった。

双方未履行双務契約、相殺期待保護の問題では、差押債権者の地位を前面に押し出して、理論的な研究を行なった。

### 4. 研究成果

#### ABL

我が国では、2000年代に入ってから、不動産担保および個人保証への過度の依存を改め、事業キャッシュフローに着目したファイナンスを促進するため、動産・債権担保融資; Asset Based Lending [ABL] の活用のあり方 (立法) が模索されてきた。藤澤、杉本の両名は、「実態調査」として、日本を代表する大手都市銀行 3 行のインタビュー調査を行い、検討した結果、以下のような結論を得た。

第1に、対抗要件に関しては、「隠れた先順位担保」の問題がある。動産担保の対抗要件として、動産譲渡登記のほか、占有改定が可能である。したがって、担保権設定の段階で、占有改定により対抗要件を具備した先順位の担保権者が存在するリスクを払拭できない。債権回収の局面でそのリスクが顕在化するなら、動産担保の担保としての信頼感は損ねられる。この問題を解決するには、非占有型動産担保の対抗要件が、登記に一元化されることが望ましい。

第2に、期中管理のコストの削減に関しては、モニタリング・コストの削減がある。保管場所から搬出された集合動産担保の目的物に、譲渡担保の効力が及ぶか否かに関しては、明確なルールは存在しない。そこで、債権者側にはモニタリング・コストをかける必要が生じている。このようなモニタリングコストを減少させるためには、(1)動産譲渡登記の記載に目的物の所在場所を要求しない、(2)特に所在場所自体の移転に対応するために更正登記の制度を導入することが考えられる。

第3に、担保権者相互間の優先関係の問題がある。すなわち、金融機関にとって、担保権設定時に既に存在する所有権留保が公示されてないことや、事後的に登場した所有権留保が優先すること (最判平成 30 年 12 月 7 日民集 72 巻 6 号 1044 頁) が、集合動産譲渡担保のリスクと捉えられている。このようなリスクを軽減するためには、所有権留保にも対抗要件具備 (登記) を必要とすること、譲渡担保と所有権留保との優先関係は対抗要件具備の先後によって決めるとするルールを導入することが考えられる。

第4に、担保権実行についても、問題がある。

まず、占有回収のコストが問題になる。担保権の実行に際しては、目的物の占有を取得することが通常であるが、(1)占有を取得する際の移送コスト、(2)占有を取得した後の保管費用等がかさむようである。占有回収が債権者にとって必須である場合には、実行の過程で占有回収が認められてしかるべきである。しかし、占有回収をせずとも換価が可能な場合には、従前の占有状態に変更を加えず、債権者の地位を保全し目的物を換価することができるような制度が、必要である。

次に、換価の際の減価が問題となる。担保目的物の換価に際しては、債務者の通常の販路に従って処分する場合もあるが、買取専門業者に処分することもある。この際、目的物の市場が存在

しない場合には、買い叩かれてしまうこともあり、結果として十分に債権を回収できない事態が生じる。担保権の私的実行における換価手段について、法改正によって改善できる余地は多くはないものの、他方、法的実行について、競売における入札方法の多様化等、IT を活用して妥当な競売価値を実現するといった方向性は考えられる。

最後に、債務者の機会主義的行動である。危機時期に担保目的物を無断処分・隠匿する等の債務者の行為により、担保権の実行が不発に終わることがあるという。このような債務者の行為を未然に防止する必要がある。

第5に、以上のような動産担保制度の改善は、現在行われている動産担保取引のコストを削減する可能性があるが、このことが直ちに、動産担保融資の拡大につながるとは言い切れない。そこで、法制度の改善と同時に、(1)動産・債権担保を設定することが信用不安のシグナルであるというイメージの払拭、(2)動産の管理・処分のエキスパートの育成、担保動産処分のための市場の創設といった、法制度外在的な環境の改善も必要である。

## 双方未履行双務契約の再構成

はじめに

破産法 53 条 1 項・54 条 2 項・148 条 1 項 7 号は、破産手続における双方未履行双務契約の取り扱いについて規定する。このルールの趣旨について、通説・判例の見解、履行拒絶説などが対立している。

本研究では、通説・判例の見解、履行拒絶説を紹介した後、通説・判例の「解除構成」は不当であること、通説・判例のルールでは複数の条項よりなる双方未履行双務契約の処理ができないことを論証し、履行拒絶説が正当であると結論付けた。

ここでは、通説・判例の見解、履行拒絶説の紹介は省略し、「解除構成」の不当性、複数の条項よりなる双方未履行双務契約の処理の議論の概要を、紹介する。

「解除構成」の不当性

破産法 53 条 1 項の「解除構成」は、以下のような不当な問題を生ぜしめている。

第1に、破産管財人の解除権の根拠は、明確でない。

第2に、債務者の相手方の既得的地位を不当に奪うことになる（破産法 160 条 1 項 1 号・2 号の要件を要求することなく、相手方に有利な既得的地位を奪うことになる）。通説は、双務契約上の債務を「本質的・中核的」債務と「付随的」債務に分け、双方の「本質的・中核的」債務が、未履行のまま互いに担保視し合う状態にある場合に限り、破産法 53 条を適用するという解釈により、この問題を解決しようとする。しかし、「本質的・中核的」債権・債務の対立、「付随的」債権・債務の対立という基準は、必ずしも明確でない。また、破産法 53 条の趣旨（双務契約上の互いに担保視し合う債務の保護）との関係も不明確である。

第3に、解除権行使により、倒産法が絶対に認めないはずの「信用供与の巻戻し」が生じる。最判昭和 62 年 11 月 26 日民集 41 巻 8 号 1585 頁は信用供与の巻戻しを認めたが、多くに批判を受けている。

第4に、解除権行使により、債権者の破産により債務者が期限の利益を喪失する不当な結果も生じる。最判平成 12 年 2 月 29 日民集 54 巻 2 号 553 頁を参照。最判平成 12 年 2 月 29 日は、これを回避するため、「相手方に著しく不公平な状況が生じる場合には解除権を行使できない」というルールを定立した。しかし、これは、その曖昧さゆえ、破産法 53 条 1 項の適否をコストの高い作業とし、その予測可能性も損なうと、批判されるべきである。

双方未履行双務契約が複数の条項よりなる場合

判例・通説は、破産法の双方未履行双務契約の規律の趣旨を、「双務契約における当事者の債務は、原則として互いに他を担保視し合う関係にあるが、この関係は破産手続でも尊重されなければならない。破産法 53 条 1 項等は、当事者の一方につき破産手続が開始された場合にも、この担保視し合う関係を保護するとともに、その地位を害しない限度で破産財団の利益を追求する途を開いたものである。」と理解する。

したがって、破産法 53 条 1 項は、双務契約の当事者間で相互に牽連関係に立つ双方の債務がいずれも未履行の場合に適用されると、解することになる。

このルールは、契約が信用供与型取引または同時交換型取引 1 つだけで構成される場合には、何の問題もない。最判平成 7 年 4 月 14 日民集 49 巻 4 号 1063 頁は、その典型である。

しかし、このルールは、双方未履行双務契約が複数の条項よりなる場合には、適用できない。

例えば、メンテナンス・リースのように、1 つの契約が、信用供与型取引の条項と、同時交換型取引の条項から成っている場合には、適用は困難であろう。

これに対して、履行拒絶説に立てば、破産手続開始決定の効力として、破産財団財産上に差押債権者の地位が成立している中で、ファイナンス・リースの条項は信用供与型で既に取引は終了しており、そのままの状況が維持され、メンテナンスの条項は、双方未履行で、互いに担保視し合う債務が対立しており、「破産財団財産である金銭の履行を拒絶し、相手方のサービスについても履行が受けられない」原則を維持するか、「相手方の債権を財団債権化して、破産財団財産である金銭を相手方に履行して、相手方のサービスを受ける」例外を選択するか、の問題となる。つまり、特に問題なく、このタイプの契約を処理することができる。

結び

以上より、履行拒絶説が、妥当である。

## 相殺期待の保護

### 1 2つの合理的相殺期待

#### (1)民法型

##### 趣旨

B・A 債権と、A・B 債権が、期限付、停止条件付で対立している場合に、B、A の、両債権を相殺で決済しようという期待を、保護する。

##### 概念

期限付または停止条件付の B・A 債権と A・B 債権の対立により成立する。

「B・A 債権と A・B 債権の間の一定の関係」は要求されない。

該当する条文は、民法 511 条 1 項、破産法 67 条 2 項。

「B・A 債権の履行期が A・B 債権の履行期より先に到来すること」は、理論的には、要件となるべきである。しかし、我が国では、民法 511 条 2 項が無制限説を採用したので、このような解釈は成り立ち難い。

その代替として、「A・B 債権の履行期が到来し、B が債務を不履行とし、B・A 債権の履行期も到来し、相殺適状となり、B が相殺した場合、B の相殺は許されない」という解釈が考えられる。

しかし、この場合も相殺は認められるとして、反対する見解が有力である。

これに対しては、「強い無制限説」は担保型に特有の属性であり、これを民法型に及ぼせば、2つの類型論は無意味になる、との反論がある。

これと関連して、破産法 70 条前段は民法型には適用されるべきでないという見解が主張されるが、文理上、そのような解釈は困難だ、との指摘もある。

債権法改正以降、相殺期待を担保型に一本化しようとする傾向が認められる。

#### (2)担保型

##### 趣旨

B・A 間で B が A に信用を供与する取引があり、A・B 債権を B・A 債権の担保とする明示・黙示の合意がある場合に、その合意（相殺期待）を保護する。

##### 概念

成立要件には2つの類型があり得る。

1. B・A 債権と A・B 債権が対立し、「両債権を相殺で決済する、あるいは、A・B 債権は B・A 債権の担保である」旨の明示・黙示の合意のあること。もしくは、

2. B・A 債権、A・B 債権が、債権としては成立していないが（債権としては未完成であるが）、「前の原因」に該当する程度に完成し、「両債権を相殺で決済する、あるいは、A・B 債権は B・A 債権の担保である」旨の明示・黙示の合意のあること。

基本的に、民法の相殺予約の理論が、ここに妥当するものと、考えられる。

該当する条文は、民法 511 条 1 項、破産法 67 条 2 項、民法 511 条 2 項、破産法 71 条 2 項 2 号、72 条 2 項 2 号。

##### 強い無制限説

A・B 債権の履行期が到来したが、B・A 債権にデフォルトの虞がある場合、B は、A・B 債権の履行を拒絶し、B・A 債権の履行期の到来をまって（相殺適状をまって）、相殺できる。これは、A・B 債権が B・A 債権の担保であることからの、帰結である。

これを実現するため、破産法 70 条前段のような規定を設けるのか、当事者間の合意によるのか、問題となる。

### 2 民法 511 条 1 項の「債権」の意義；破産法 67 条 1 項・2 項の「債権」の意義

#### (1)意義

民法 511 条 1 項の「債権」も、破産法 67 条 1 項・2 項の「債権」も、債権として成立した債権である。

担保型との関係では、債権として成立している全ての債権と解されよう。

他方、民法型との関係では「期限付・停止条件付債権」に限定されるという解釈は、成り立つか。先後関係が問題とならないのは、いうまでもない。

#### (2)期限付・停止条件付債権・債務

ドイツ法は民法型のみを規定しているため、「期限付・停止条件付債権」という要件設定をしている。

しかし、我が国の場合、民法型・担保型の双方を規律せねばならないので、破産法 67 条 1 項で十分であり、67 条 2 項のような規定（期限付・停止条件付債権・債務）は不要ではないか。67 条 2 項は削除されるべきか。

##### (1) 「前の原因」の意義

#### (1)はじめに

民法 511 条 2 項、破産法 71 条 2 項 2 号、72 条 2 項 2 号は、合理的相殺期待の成立要件として、「前の原因」（「前に生じた原因」は「前の原因」と同義であるとする）を規定している。

#### (2)破産法の「停止条件付債権」「将来の請求権」概念

民事手続法では、これまで、「前の原因に基づく債権」の代わりに、「将来の請求権」、「停止条件付債権」が用いられてきたが、平時実体法と倒産実体法の連続の観点から、概念の統一を図る

べきである。「前の原因」を主とし、「将来の請求権」、「停止条件付債権」は再定義されるべきである。

「破産手続開始前の原因に基づく請求権」(破産法2条1項5号;破産債権の定義)とのバランス、「破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」(破産法34条2項)とのバランスも、考慮すること。

民法型と「前の原因」

民法型相殺期待が「前の原因」を根拠に成立することは、あり得ない。

「前の原因」は担保型に特有の要件である。

担保型と「前の原因」

「前の原因」は権利として成立する前段階を指すが、債権の成立要件の重要な一部の具備であると、理解できようか。

担保型の場合、B・A債権の「前の原因」は被担保債権となり得ること、A・B債権の「前の原因」は担保権設定の対象となり得ること、となるうか。

民法の場合、B・A債権の「前の原因」のみが問題となる。B・A債権の「前の原因」については、民法511条2項と破産法72条2項2号に共通の概念として、検討が可能である。

破産法の場合には、A・B債権の「前の原因」も問題となる。

個別具体的な事例の検討。

### 3 相殺制限の根拠

#### (1)はじめに

相殺制限の根拠には、1.差押債権者の地位の成立と、2.濫用(強行法規潜脱)型が、存在する。

#### (2)差押債権者の地位の成立

##### 理論的根拠

合理的相殺期待が差押債権者の地位の成立後に成立したことが、相殺制限の根拠である。すなわち、A・B債権(受働債権)上に、先ず差押債権者の地位が成立し、その後合理的相殺期待が成立したので、プライオリティー・ルール上、前者が後者に優先することが、相殺制限の根拠となる。

ここに、「差押債権者の地位の成立」とは、Aの債権者CがA・B債権を差し押さえたこと、Aが破産手続開始決定を受けたこと、Aが支払不能に陥りBがそれを知ったこと(その後Aが破産手続開始決定を受けることが前提である)である。

##### 相殺制限の規定

民法511条1項、破産法71条1項1号ないし4号、72条1項1号ないし4号が、これに相当する。

#### (3)相殺権の濫用型

##### 総説

当該合理的相殺期待は差押債権者の地位が成立する前に成立していたが、強行法規を潜脱するため、合理的相殺期待が否定される類型である。

基本的に、1.C・A債権とA・B債権が対立する場面で、実体のない停止条件付B・A債権を作出して、相殺制限規定を潜脱したり、2.B・A債権とA・C債権が対立する場面で、実体のない停止条件付A・B債権を作出して、A・C債権上の差押債権者の地位を侵害したりする(担保権の公示の原則の潜脱となるう)。

実体のない停止条件付B・A債権、実体のない停止条件付A・B債権につき、合理的相殺期待の成立を否定するわけである。

##### B・A債権

民法511条1項・2項のルールの潜脱が生じる。

民法511条2項但書きは、以上のルールの潜脱を禁止している。

破産法72条1項3号の潜脱が生じる。

明文規定はないが、最判平成24年5月28日民集66巻7号3123頁は、破産手続開始決定後に、C・A債権がBに移転した場合に、相殺を禁じている。

この判例のルールは、危機時期にも、妥当すべきである。

破産法72条1項1号の潜脱が生じる。

最判平成24年5月28日民集66巻7号3123頁は、破産手続開始決定後に、C・A債権がBに移転した場合に、相殺を禁じている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 水元宏典	4. 巻 68
2. 論文標題 倒産手続法 - 債権者への情報開示・債権者委員会を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 135 - 146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 青木哲	4. 巻 28
2. 論文標題 別個の請負契約に基づく報酬債権と違約金債権の相殺と破産法72条2項2号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 247-251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤澤治奈	4. 巻 68
2. 論文標題 シンポジウム「倒産法の立法論的検討」コメント	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 184-192
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 中西 正	4. 巻 HJ100117
2. 論文標題 最判令和2年9月8日民集74巻6号1643頁の判例評釈	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中西 正、安田行宏	4. 巻 172
2. 論文標題 新型コロナ問題と事業再生	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 事業再生と債権管理	6. 最初と最後の頁 119-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈	4. 巻 1198
2. 論文標題 岐路に立つ日本の動産担保法制	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 7-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈、杉本和士	4. 巻 1194
2. 論文標題 動産・債権担保融資実務の現状と課題(上) 金融機関からの聞き取り調査を題材として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈、杉本和士	4. 巻 1196
2. 論文標題 動産・債権担保融資実務の現状と課題(下) 金融機関からの聞き取り調査を題材として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 18-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈	4. 巻 1186
2. 論文標題 担保権設定以後のコスト・リスク	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 84-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本和士	4. 巻 1169
2. 論文標題 民法と民事訴訟法の距離と対話	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本和士	4. 巻 1200
2. 論文標題 動産・債権担保法制と倒産手続：立法的課題の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 47-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤澤治奈	4. 巻 465号
2. 論文標題 講義・民法の重要判例 三者間相殺 (最判平成28・7・8)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 31-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 藤澤治奈	4. 巻 101号
2. 論文標題 アメリカ動産担保法(UCC第9編)における後順位担保権者の地位	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 321-340
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉本和士	4. 巻 72巻10号
2. 論文標題 民事執行法改正における実務の影響(第1回)民事執行法改正の意義と民事法に対する影響	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 62-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水元宏典	4. 巻 1531号
2. 論文標題 無償行為否認(民事再生法127条3項)の要件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 10-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 水元宏典
2. 発表標題 倒産法の立法論的検討/倒産手続法 - 債権者への情報開示・債権者委員会を中心に
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤澤治奈
2. 発表標題 倒産法の立法論的検討 / コメント
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 杉本和士
2. 発表標題 担保法の現代的課題 新たな担保法制の構想に向けて / 動産・債権担保法制と倒産手続
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計10件

1. 著者名 岡本 裕樹、沖野 眞巳、鳥山 泰志、山野目 章夫、米倉暢大	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 990
3. 書名 民法学の継承と展開	

1. 著者名 田高 寛貴、藤澤治奈、杉本和士	4. 発行年 2021年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 288
3. 書名 担保法の現代的課題 新たな担保法制の構想に向けて	

1. 著者名 秋山靖浩、伊藤栄寿、宮下修一、藤澤治奈	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 432
3. 書名 債権法改正と判例の行方	

1. 著者名 「倒産と担保・保証」実務研究会、杉本和士	4. 発行年 2021年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 896
3. 書名 倒産と担保・保証〔第2版〕	

1. 著者名 東京弁護士会倒産法部、杉本和士	4. 発行年 2021年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 496
3. 書名 別冊NBL No.178 担保法と倒産・金融の実務と理論 担保法の検討課題	

1. 著者名 中西 正	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 18
3. 書名 破産手続における解除権行使の効果：民事手続法の発展	

1. 著者名 中西 正	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 35
3. 書名 対抗要件を具備しない担保権の倒産手続における取扱い：倒産手続の課題と期待	

1. 著者名 水元宏典	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 30
3. 書名 無償行為の否認と債務超過要件に関する一考察：倒産手続の課題と期待	

1. 著者名 杉本和士	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 20
3. 書名 破産手続・再生手続終了後の留保所有権者による私的実行の可否：現代民事手続法の課題	

1. 著者名 杉本和士	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Larcier	5. 総ページ数 10
3. 書名 Droit japonais des affaires	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	瀬戸口 祐基 (SETOGUCHI Yuuki) (20707468)	神戸大学・法学研究科・准教授  (14501)	
研究分担者	青木 哲 (AOKI Satoshi) (40313051)	神戸大学・法学研究科・教授  (14501)	
研究分担者	杉本 和士 (SUGIMOTO Kazushi) (40434229)	法政大学・法学部・教授  (32675)	
研究分担者	藤澤 治奈 (FUJISAWA Haruna) (60453966)	立教大学・法学部・教授  (32686)	
研究分担者	米倉 暢大 (YONEKURA Nobuhiro) (60632247)	神戸大学・法学研究科・准教授  (14501)	
研究分担者	内海 博俊 (UCHIUMI Hirotoshi) (70456094)	立教大学・法学部・教授  (32686)	
研究分担者	水元 宏典 (MIZUMOTO Hironori) (80303999)	一橋大学・大学院法学研究科・教授  (12613)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------